

# Master's ONE スマートデバイスレンタルオプション利用規約

## 第1条（利用規約の適用）

株式会社エヌ・ティ・ティ・ピー・シーコミュニケーションズ（以下、「当社」といいます。）は、Master's ONE スマートデバイスレンタルオプション利用規約（以下、「利用規約」といいます。）を定め、利用規約を遵守することを条件としてスマートデバイスレンタル利用契約（以下「利用契約」といいます。）を締結していただいた契約者（以下、「契約者」といいます。）に対し、利用規約に基づきスマートデバイスレンタルオプション（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

2 契約者は利用規約を遵守して、本サービスの提供を受けるものとします。

3 当社は、本規約の他必要に応じて特約を定めることがあります。この場合、契約者は本規約とともに特約を遵守するものとします。

## 第2条（利用規約の変更）

当社は、契約者の承諾を得ることなく、利用規約を変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。

2 利用規約の変更にあたっては、当社は、その内容を当社が別途定める方法でお知らせするものとします。

## 第3条(サービスの終了)

当社は、本サービスを終了することがあります。

2 本サービスを終了するときは、終了する3か月前までにその旨を通知あるいは告知します。

3 本サービスを廃止する場合には、契約者に対し、当社が別途定める方法でお知らせします。

4 本サービスの廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

## 第4条(レンタル機器)

当社が本サービスにてレンタルするスマートデバイス機器（以下「レンタル機器」といいます。）の機種は、当社が提示する提供条件説明書以下「提供条件説明書」といいます。）に記載の機種とします。

2 レンタル機器毎の提供条件は、提供条件説明書に定めるとおりとします。

## 第5条（契約の単位）

本サービスは、当社が指定する当社の Master's ONE サービスの契約者のみを対象として提供します。

2 当社は、レンタル機器1台ごとに1の利用契約を締結します。

## 第6条（契約申込）

本サービスは、当社所定の契約申込書を提出することによって申し込むものとします。

2 当社は、次の各号に該当する場合には、契約の申し込みを拒絶することがあります。この場合において、当該拒絶があったときは、当社は、契約申込者に対し、その旨を通知します。

- (1) 本サービスの提供が技術的に困難と思われるとき。
- (2) 契約申込者が本サービス契約上の債務の支払いを怠るおそれがあるとき。
- (3) 契約申込者が第1項の本サービスの申込書にことさら虚偽の事実を記載したとき。
- (4) 契約申込者が、過去、本サービス他当社のサービスにおいて、利用規約の規定に違反したことがあるとき

3 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

#### 第7条（契約の成立）

当社が本サービスの申込を承諾した場合は、当社の別途定める方法により通知します。利用契約はこの通知を行った日に成立します。

#### 第8条（レンタル契約期間）

レンタル契約期間は、引き渡し完了日から、その日を含む月の翌月から24ヶ月経過した月までとします。（毎月1日のみ当月からの契約扱いとなります。）なお、契約期間中に途中解約（レンタル契約期間の短縮）が発生した場合、第23条に定める解約金が発生いたします。

2 レンタル契約期間が終了する5営業日前までに、契約者が当社に対しレンタル契約の延長を希望する旨の通知を行い、当社が承諾した場合には、当社指定の書式にてお申し込み頂いた上でレンタル契約を延長できるものとします。

3 レンタル延長については、延長月より再度24ヶ月契約が発生します。延長後、レンタル機器を継続してご利用いただけます。（機種変更を実施する場合、第9条に基づく再契約が必要となります。）

4 レンタル契約期間延長を行わなかった場合、月末で契約終了いたします。

#### 第9条（レンタル契約期間の終了）

レンタル契約が終了した場合、次のいずれかの扱いとします。なお、契約期間中の途中解約（レンタル契約期間の短縮）については対象外となります。

- (1) 第25条に基づき、契約者は当社にレンタル端末の返却を行う。
- (2) 当社はレンタル端末を現状有姿で契約者に無償譲渡する。  
（この場合、当社は譲渡対象のレンタル端末について、品質の保証、トラブル、第三者からの苦情その他、何ら責任を負わないものとします）
- (3) 当社が指定する新たな機種への再契約をし、新機種との交換を行う。  
（契約に関わる諸費用は契約者負担となります）

#### 第10条（利用料金）

対象機器のレンタルの対価（以下「利用料金」という）、その他付帯費用は別途当社が提示する見積書によるものとします。

2 契約者は、利用料金を Master'sONE サービスの利用規約にて定める支払条件に従い、その月額料金と併せて支払うものとします。

#### 第11条（契約者の名称等の変更）

契約者は、次の各号に変更があった場合は、その旨を当社が別途定める方法により、すみやかに当社に届け出るものとします。なお、変更の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提出していただくことがあります。

- (1) 氏名または名称
- (2) 住所または居所
- (3) 連絡先電話番号
- (4) その他当社が指定する事項

#### 第12条（契約者の地位の承継）

相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その旨を当社が別途定める方法により、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出るものとします。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出るものとします。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱います。

4 前条および本条の規定による届出は、Master'sONE サービスの提供契約に関して、前2条の内容の通知があった場合には、届出があったものとみなします。

#### 第13条(レンタル機器の引き渡し)

当社は契約者に対し、レンタル機器を契約者が申し込み時に指定した場所（以下「納品場所」という。）に当社指定の手段にて届けることとします。

2 レンタル機器の納品は、Master'sONE サービスの利用契約の成立後となります。また、納品日が利用開始日より遅くなる場合があります。

3 契約者がレンタル機器を受領したことにより引き渡し完了したものとします。

#### 第14条(本件レンタル機器の使用・保管)

契約者は、レンタル機器をその製造者、販売者、輸入者（以下「ベンダー等」といいます。）の指定する使用条件に従い、善良なる管理者の注意をもって、保管・使用するものとします。

#### 第15条(保証)

当社は、引渡し時において、レンタル機器をベンダー等の保証する内容にて、正常に機能することのみを保証します。

2 契約者がレンタル機器の引き渡しを受けた日から7日以内に当社に対して不具合の通知をしなかった場合は、レンタル機器は正常に機能するものとみなします。レンタル機器の初期不良や、キッティングにおける設定誤りなどが認められた場合は、当社へ通知の上機器を返送してください。通知を受領した後、当社より代替品を送付いたします。

3 初期不良およびキッティング設定誤りにおける交換に関しては、当社にて契約者からの返送品を確認の上、事象が認められた場合に限り交換に関わる費用を当社負担といたします。

#### 第16条(修理・交換)

対象機器が故障した場合、その修理若しくは交換については、提供条件説明書に定める保守規約に則り当社が修理及び交換対応を行います。なお、機器修理において提供条件説明書に定める基準を満たさない場合は、修理費用を請求いたします。また付属品についてはその限りではなく、契約者が自らの負担により実施するものとします。

#### 第17条(キッティング)

契約者からの申込があった場合、提供条件説明書に定めるキッティング規約に則りキッティング対応を行います。なお、キッティングの実施範囲については提供条件書に定める内容となります。また、キッティング対応の実施後は、その作業内容に従いキッティング費用を請求いたします。

2 保守交換に際して、対象機器がキッティング実施端末の場合は、交換品にキッティング設定を施した上で交換機を送付いたします。なお、キッティング設定は交換時の最新情報が適用されます。また、キッティングに関する費用は端末側の修理費用の有無に関わらず請求いたします。

#### 第18条(権利の譲渡制限等)

レンタル機器の所有権は当社に帰属するものとし、当社はその旨をレンタル機器に表示します。

2 契約者は、本規約その他当社の定める制限事項を遵守することに同意する場合に限り、第三者に対して、対象機器を利用させることができるものとします。この場合、契約者は、第三者が対象機器を利用することについて、すべての責任を負うこととします。

3 前項の場合を除き、契約者は、当社の承諾なしに対象機器を他に譲渡、賃貸もしくは担保に供するなど第三者の権利の目的としてはいけません。

4 契約者は、対象機器について第三者より強制執行その他当社の所有権を侵害する行為を受け、または受けるおそれがあるときは、直ちに対象機器が自己の所有に属さないことを主張、証明し、かつ直ちにその旨当社に通知し、当社の指示に従うものとします。

## 第19条（免責）

当社は、対象機器の商品性、利用者の使用目的や契約サービスとの適合性等に関していかなる保証も行わないものとします。

2 契約者が対象機器の利用に起因して損害（情報等が破損もしくは滅失したことによる損害、または契約者が対象機器から得た情報等に起因する損害を含むがそれに限定されない。）を負うことがあっても、その原因の如何を問わず、当社はその責を負わないものとします。

3 火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力によるレンタル機器の故障、破損又は滅失等に関しては、当社は一切その責を負わないものとします。

## 第20条(禁止行為)

契約者は、次の各号の行為を行ってはならないものとします。

(1)対象機器を日本国外に持ち出すこと。

(2)対象機器を譲渡または担保に供すること。

(3)対象機器に表示された当社の所有権を表す証票を毀損、汚濁等すること。

(4)対象機器を分解、解析、改造、改変などして、引き渡し時の原状を変更すること。

(5)有償、無償を問わず、プログラムの全部または一部の第三者への譲渡、使用权の設定、その他第三者に使用させること。

(6)プログラムの全部または一部を複製、改変、その他対象機器のソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を侵害すること。

## 第21条(レンタル機器の滅失・毀損)

契約者がレンタル機器を紛失（盗難による場合を含む）、破損、滅失した場合、契約者は当社に対し直ちにその旨を通知し、その原因を問わず直ぐに交換されるレンタル機器の利用料金相当額もしくはレンタル機器の修理費用相当額を当社に支払うものとします。また、紛失の場合、当社指定の紛失届を記入して頂く場合があります。

## 第22条(損害賠償請求)

契約者が本章の定め違反したことにより当社が損害を被った場合、当社は契約者に対し、利用契約を解除せずに損害賠償の請求をすることができるものとします。

## 第23条（レンタル契約期間の短縮）

契約者は、レンタル契約期間の短縮を希望するときは、その旨を、当社が別途定める方法により通知することにより、レンタル契約期間を短縮することができるものとします。

2 前項により、契約者がレンタル契約期間の短縮を通知した場合、契約者は、当社の指示に従い当社の指定する期間内に、対象となるレンタル機器を返却するものとします。レンタル機器を当社が受領した日をもって、レンタル契約期間の終了日とします。なお、返却に要する費用は契約者の負担とします。

3 契約者は、レンタル契約期間を短縮した場合、前項に定めるレンタル契約期間の終了日から、第8条に定めた当初のレンタル契約期間末日までの期間に相当する、利用料金の全額（解約金）を一括して支払うものとします。

4 契約者が Master'sONE サービスを解約した場合は、解約日をもってレンタル契約期間の短縮の通知があったものと推定します。

#### 第24条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、次に掲げる事由があるときは、あらかじめ契約者に通知することなく利用契約を解除することができるものとします。

(1)利用料金の支払いを一回でも遅延したときまたは支払が遅延すると予測できる合理的理由が存在するとき。

(2)本規約の規定に違反したとき。

(3)相手方が監督官庁により営業取消、停止などの処分を受けたときまたは自ら営業を休止もしくは停止したとき。

(4)手形または小切手が不渡りとなる等支払停止の状態に陥ったとき。

(5)差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売等の申し立てもしくは公租公課滞納処分を受け、または破産、会社更生、民事再生もしくは特別清算の申し立てを受けもしくは自らその申し立てをしたとき。

2 前項の規定によりレンタル機器レンタル契約が解除され、当社に損害が発生した場合、当社は契約者に対し損害の賠償を請求できるものとします。

3 本契約の一部または全部を解約する場合、本サービスに関わる契約者の当社に対する一切の債務は、本契約の終了後においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとする。

#### 第25条（契約終了時の措置）

事由の如何を問わず本契約が終了したときは、契約者は、契約者負担により14日以内に対象機器を当社に返還するものとします。

2 前項の期間内に、契約者が対象機器を当社に返還しない場合、当社は契約者に対して、端末損害金を請求することができるものとします。なお、端末損害金は別紙料金表に記載のとおりとします。

#### 第26条（Master'sONE 利用規約の適用）

本規約に定めのない事項については、Master'sONE 利用規約が適用されるものとします。

#### 附則

この利用規約は、2019年1月22日から実施します。

## 【別紙】料金表

### (1) スマートデバイス利用料金

各スマートデバイスにおける提供条件説明書をご確認下さい

### (2) スマートデバイス 24ヶ月契約途中の解約金

解約金の額	個別見積
-------	------

※解約金については非課税となります。

### (3) スマートデバイス 未返却時の端末損害金

端末損害金の額	個別見積
---------	------

※端末損害金については非課税となります。

### (4) スマートデバイス機器 修理時の修理料金

修理費用の額	個別見積
--------	------